

指定管理施設の運営状況等について

1 全般的な運営状況と課題

指定管理施設では、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言解除後、「新しい日常」を想定した施設運営を基本としているところであるが、この間、いずれの施設においても過去の利用実績までは回復しておらず、利用料金制度導入施設では大幅な減収となっている。

指定管理業務は、公の施設を適正に維持・運営するため指定管理事業者に運営委託するものであり、区の要求水準を満たし、区民サービスを提供する必要がある。一方、当該施設では全事業経費から当初計画した利用料金収入等を差し引いて指定管理料を算出していることから、減収分全てを区が負担するととなると、多大な財政負担が生じる。

2 利用料金制を適用している主な施設の現状（緊急事態宣言解除後5か月間）

(1) 文化施設（すみだトリフォニーホール、すみだ北斎美術館）

すみだトリフォニーホールでは、前年同期比で1割程度、すみだ北斎美術館では、前年同期比で3割程度の収入状況となっている。

(2) スポーツ施設（スポーツ健康センター、総合体育館等）

スポーツ健康センターでは、前年同期比で2割程度、その他の施設では、5～6割程度の収入状況となっている。

(3) コミュニティ施設（地域集会所、地域プラザ等）

前年同期比で、6割程度の収入状況となっている。

3 今後の対応

緊急事態宣言解除後の施設の利用状況を勘案し、指定管理者と十分に協議の上、区の要求水準の見直しを適切に行う。見直しに当たっては、現状の分析と今後の管理運営のあり方を検討し、次に掲げる視点をもって行う。

(1) 「新しい日常」を踏まえ、感染症対策を講じた事業等の見直しを行う。

(2) 費用対効果を勘案し、事業内容、人員配置、維持管理、開館時間等の見直しを行う。

(3) 経費の圧縮に努め、指定管理料の見直しを行うが、なお不足する分については、適正な区負担額を検討する。

4 見直しのイメージ

